

Contents (目次)

- ・合併によって市の制度はどう変わる? ~その2~ ……(別1)~(別3)
- ・政令指定都市移行後の区割りについて ~意見の集約結果~ …(別4)~(別6)

合併によって市の制度はどう変わる? ~その2~

広報12月15日号に引き続き、合併によって市の制度がどう変わるかをお知らせします。
今号では、**合併後に新しく利用することのできる制度**を特集しました。

●保健

骨粗しょう症健診

18歳以上の市民を対象に骨密度の測定などを行い、健診結果をもとに結果説明会を開催します。

前立腺がん検診

50歳から5歳間隔の年齢に該当する男性を対象として、基本健診受診時にPSA(前立腺特異抗原)検査を行います。

股関節検診

4カ月児を対象に、超音波検査および整形外科医による触診や計測、相談などを行います。

家庭訪問による口腔衛生指導

寝たきりや重度の障害で歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯や入れ歯の手入れ方法などの指導を行います。

健(検)診を実施する病院・医院や集団検診会場、自己負担などは後日お知らせします。

●高齢者福祉

介護手当支給事業

在宅の寝たきり高齢者を介護している人に、介護手当を支給します。

〈対象者〉 次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者を介護している人で、高齢者が月に20日以上在宅の場合

①要介護認定で要介護3~5に認定された人

②介護保険料段階区分で第1~3段階に該当する人

〈支給額〉 月額5,000円(年額最高60,000円)、年4回(7・10・1・4月)支給

※介護手当を1年間受給した人のうち、要介護4以上・介護保険料段階2以下で、1年間介護保険のサービスを受けなかった高齢者を在宅で介護している人に、さらに40,000円を支給します。

訪問理・美容サービス事業

理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者に、訪問理・美容サービスを提供します。

〈対象者〉 65歳以上の在宅の高齢者で、要介護認定で要介護1以上に認定された人

〈料金〉 理・美容料金は利用者負担(出張料金は公費負担)

〈利用回数〉 要介護認定有効期間に応じて最大年6回

生活支援ヘルパー派遣事業

介護保険対象外となった人に対して、ヘルパーを派遣し、家事援助を行います(身体介護などは行いません)。

〈対象者〉 要介護認定で「自立」と判定された一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、生活支援が必要と認められる人

〈時間帯〉 午前8時~午後6時

〈派遣回数〉 原則週1回、2時間以内(家事援助のみ)

家族介護者ヘルパー受講支援事業

家族(高齢者)介護の経験のある人が、訪問介護員養成研修(2級または3級)を受講した場合に、受講料の一部を助成します(年額3万円を上限)。